

JSAF Enoshima Olympic Week 2011

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 規則

- 1.1 本競技会には、セーリング競技規則 2009～2012 に定義された規則を適用する。但し、この帆走指示書で変更されたものを除く。
- 1.2 規則に矛盾がある場合は帆走指示書を優先する。
- 1.3 本文と英文とが矛盾する場合には、英文を優先する。

2. 競技者への通告

通告は陸上本部に置かれる公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の第1レースの予告信号予定時刻の 60 分以前に掲示されるものとする。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 18:00 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス2階テラス前に設置された掲揚ポールに掲揚される。
- 4.2 音響 1 声と共に掲揚されるD期は「予告信号はD期掲揚後、40 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。D 旗が掲揚された場合でも、出艇が許可されないクラスには、当該クラス旗と回答旗を掲揚する。そのクラスの予告信号は、回答旗降下後 40 分以降に発する。
- 4.3 Y 旗が音響1声と共に陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に、規則 40 を適用する、これは規則第 4 章前文を変更している。

5. レース日程

5.1 レース日程

470

| | | |
|--------------------------------------------------------|-------------|------------------|
| 10月20日(木) | 14:00～16:00 | 登録受付、計測 |
| 10月21日(金) | 8:00～ 9:00 | 登録受付、計測 |
| | 9:10～ | 開会式、スキッパーズミーティング |
| 49er, Laser, Laser Radial, Laser 4.7, SNIPE, 420, Moth | | |
| 10月21日(金) | 14:00～16:00 | 登録受付、計測 |
| 10月22日(土) | 8:00～ 9:20 | 登録受付、計測 |
| | 9:30～ | 開会式、スキッパーズミーティング |

5.2 レース日程・レース数

| 日付 | クラス | レース数 | 最初のレースのスタート予告信号予定時刻 |
|----------------|--------------------------------|------|---------------------|
| エリア1 10月21日(金) | 470 | 3 | 10:35～ |
| 10月22日(土) | 470, SNIPE, 420 | 3 | 10:35～ |
| 10月23日(日) | 470, SNIPE, 420 | 3 | 9:55～ |
| エリア2 10月22日(土) | Laser, Laser Radial, Laser 4.7 | 3 | 10:55～ |
| 10月23日(日) | Laser, Laser Radial, Laser 4.7 | 3 | 9:55～ |
| エリア3 10月22日(土) | 49er, Moth | 4 | 10:55～ |
| 10月23日(日) | 49er, Moth | 4 | 9:55～ |

※レース委員会は気象状況により追加の 1 レースを行うことがある。

- 5.3 引き続き 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低 4 分以前に音響信号 1 声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 5.4 全クラス最終日は、14:00 より後のスタート予告信号は発しない。

6. クラス旗

| クラス | 旗 |
|--------------------|----------------|
| 49er | 49er旗 |
| 470 | 470 旗 |
| SNIPE | SNIPE 旗 |
| Laser | Laser 旗 |
| Laser Radial | Laser Radial 旗 |
| Laser 4.7 | Laser 4.7 旗 |
| 420 | 420 旗 |
| Moth | Moth 旗 |

7. レースエリア

7.1 レースは、神奈川県藤沢市江の島湘南港(江の島ヨットハーバー)沖のA海面及びB1・B2・C海面で行われる。添付図1を参照のこと。

エリア1 470, SNIPE, 420.....C海面、またはB2海面

エリア2 Laser, Laser Radial, Laser 4.7.....B1海面

エリア3 49er, Moth.....A海面

7.2 天候その他の状況により、レースエリアの変更を行うことがある。

8. コース

8.1 以下の図は、レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序およびそれぞれのマークのどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前もしくは同時に、レース委員会の信号艇に選択されるコースを指す旗及び第1マークまでのコンパス方位を掲示する。

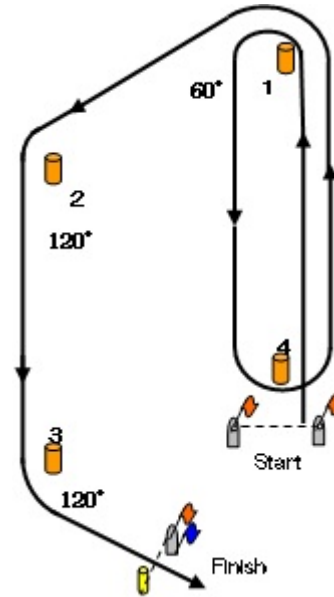
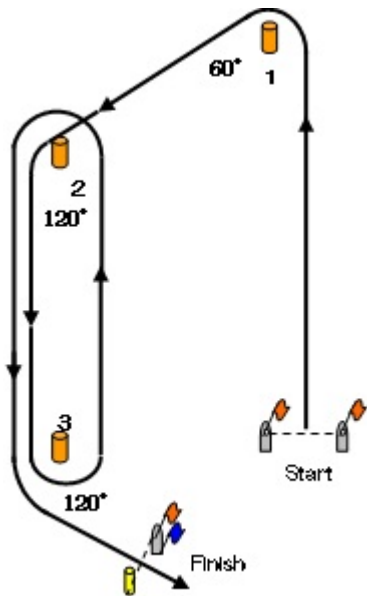
470, Snipe, 420, Laser, Laser Radial, Laser 4.7 の帆走するコースは次の通りである。

コース1: Start -1-2-3-2-3- Finish

数字旗1

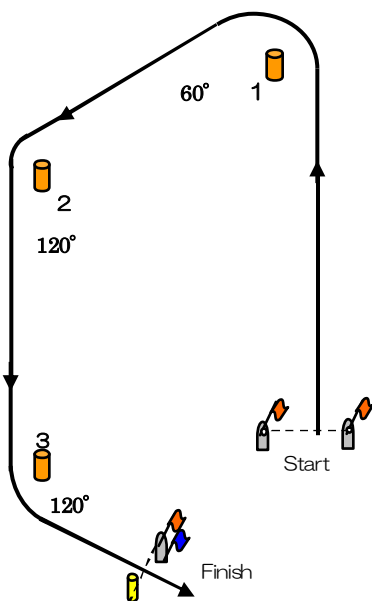
コース2: Start -1-4-1-2-3- Finish

数字旗2



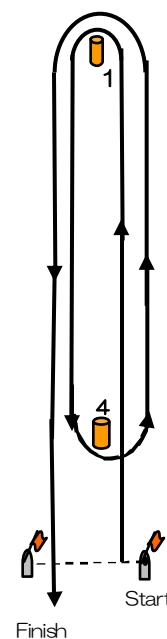
コース3: Start -1-2-3- Finish

数字旗3



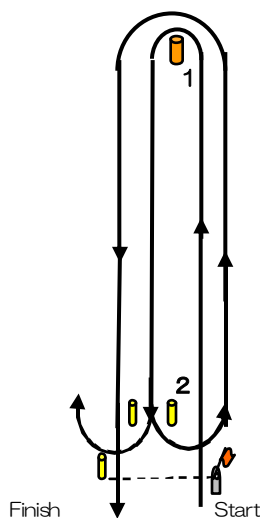
コース4: Start -1-4-1- Finish

数字旗4



49er, Moth の 帆走するコースは次の通りである。

コース: Start -1-2-1-Finish



9. マーク

9.1 470, Snipe, 420, Laser, Laser Radial, Laser 4.7

- (a) マーク1、2、3及び、4はオレンジ色の円筒形パイとする。
- (b) スタート・マークとスタート・アウトサイド・マークはオレンジ旗を掲げたレース・コミッティーボート(以下、RC 艇と略す)とする。
- (c) フィニッシュ・マークは RC 艇とし、フィニッシュ・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形パイとする。

9.2 49er Moth

- (a) マーク1はオレンジ色の円筒形パイとする。
- (b) スタート・マークはオレンジ旗を掲げた RC 艇とスタート・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形パイとする。
- (c) フィニッシュ・マークは RC 艇とし、フィニッシュ・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形パイとする。

10. スタート

- 10.1 スタートは指示 5.2 と規則 26 を用いて予告信号をスタート信号の 5 分前として、スタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スターボードの端となるレース・コミッティー・シグナルボートの『オレンジ旗』を掲げたポールまたはマストと、スタート・アウトサイド・マークの『オレンジ旗』を掲げたポールの間とする。
- 10.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、審問無しに DNS と記録される。この項は規則 A4 を変更している。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、競技艇に知らせるためレース・コミッティー・シグナルボート以外の RC 艇にも第一代表旗を掲げる場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該 RC 艇が行う第一代表旗の降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとする。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット (A旗を掲げた和船周囲約 50m)

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは RC 艇のオレンジ色旗を掲揚しているポールとフィニッシュマークとの間とする。

14. ペナルティー

- 14.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 14.2 指示 19 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PTP と記録し、指示 14.4 に示す得点を与えることがある。これは規則 63.1 および A5 を変更している。
- 14.3 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。
- 14.4 失格等とされた艇は、以下の略語を用いて記録され得点が与えられる。これは規則 A4.2、A5 を変更している。

| 略語 | 意味 | 該当する艇の得点 |
|-----|--------------------------------------------|-----------|
| DNC | スタート・エリアに来なかった。 | (参加艇数+1)点 |
| DNS | スタートしなかった。(DNCとOCS以外) | (参加艇数+1)点 |
| OCS | スタート・ラインのコースサイドにいて、規則 29.1 または 30.1 に違反した。 | (参加艇数+1)点 |

| | | |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ZFP | 規則 30.2 に基づく 20%ペナルティー | (順位 + 参加艇数の 20%の整数) 点 ただし、『フィニッシュしなかった』艇より悪い得点 を与えられることはない。 |
| BFD | 規則 30.3 に基づく失格。 | (参加艇数 + 3) 点 |
| DNF | フィニッシュしなかった。 | (参加艇数 + 1) 点 |
| RAF | フィニッシュ後にリタイアした。 | (参加艇数 + 1) 点 |
| DSQ | 失格とされた。 | (参加艇数 + 3) 点 |
| DNE | 規則 90.3(b) に基づく除外できない失格。 | (参加艇数 + 3) 点 |
| PTP | 出艇(走)・帰着申告等の手続きに違反した。 ・出艇(走)の手続きに違反した: その日の最初のレース ・帰着申告等の手続きに違反した: その日の最後のレース | (順位 + 5) 点または(参加艇数 + 3) 点のいづ れか小さいほうの得点 |

15. タイム・リミットと目標時間

15.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

| クラス | マーク1のタイム・リミット | 目標時間 |
|-------------------------------------|---------------|------|
| 49er | 15 分 | 25 分 |
| 470, Laser | 25 分 | 40 分 |
| Snipe, 420, Laser Radial, Laser 4.7 | 30 分 | 45 分 |
| Moth | 15 分 | 30 分 |

15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。

15.3 (a)49er, 470, Laser, Laser Radial, Laser 4.7 及び、SNIPE, 420

先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走して、フィニッシュ後 **12分以内**にフィニッシュしない艇は、DNF と記載される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

(b)Moth

先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走して、フィニッシュ後 **20分以内**にフィニッシュしない艇は、DNF と記載される。但し、20 分以内にフィニッシュできなかった艇でもリミット内に1ラップ以上を終えていれば、1ラップのゲート通過時の順位を基に最終フィニッシュ艇の後の着順として記録し、得点とする。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

16. 抗議と救済要求

16.1 抗議書は、レガッタオフィスで入手できる。抗議は抗議締切時間内に提出しなければならない。

16.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時間はその日の最終レース終了後 60 分とする。これらの時刻は公式掲示板に掲示される。同じ抗議締切時刻をレース委員会、インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会による全ての抗議および救済要求に適用する。この項は規則 61.3 と 62.2 を変更している。

16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切時刻後 30 分以内に通告書を掲示する。審問は3階のプロテスト・ルームに掲示した時刻に始められる。

16.4 レース委員会、インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために公示する。

16.5 指示 14.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

16.6 指示 4.3、14.2、18、19、20、22、23、24、及び 27 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはインターナショナルジュリー及びプロテスト委員会が決めた場合には失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は DPI である。

16.7 レースを行う最終日では、審問の再開を要求する場合、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。

この項は、規則 66 を変更している。

16.8 インターナショナルジュリーまたはプロテスト委員会の判決に対する救済要求は判決の掲示から 30 分以内でなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16.9 抗議の審問はオリンピッククラスはインターナショナルジュリーが、それ以外のクラスはプロテスト委員会が行うこととする。

17. 得点

17.1 付則 A の低得点方式及び指示 14.4 を適用する。

17.2 大会を成立するには以下の通りとする。

470.....9レース予定し、3レースで成立とする。

Laser, Laser Radial, Laser 4.7, SNIPE, 420.....6レース予定し、2レースで成立とする。

49er, Moth.....8レース予定し、2レースで成立とする。

17.3 艇のシリーズの得点は次の通りとする。これは付則 A2 を変更している。

(a) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

(b) 5レースから7レース完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪いレースの得点を除外した得点の合計とする。

(c) 8レース以上レース完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点及び次に最も悪い得点を除外した得点の合計とする。

18. 安全規定

18.1 チェックインとチェックアウト

- (a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前にレガッタオフィスにて「**出艇申告書**」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の60分以上前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に**出艇申告**をしなければならない。
- (b) 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レガッタオフィスに用意される「**帰着申告書**」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く) 帰着申告書はその日の最終レース終了後45分間用意される。ただし、レース委員長の裁量により、この時間を延長することがある。

18.2 ペナルティー以外の理由でレースからリタイアした艇は、帰着後速やかに「**リタイア報告書**」を提出しなければならない。また、実行可能であればレースエリアを離れる前にレース・コミッティー・ポートに伝えること。

19. 乗員の交代と装備の交換

19.1 競技者の交代は[レース委員会]の書面による事前承認なしでは許可されない。

19.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許さない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、行わなければならない。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認する為、いつでも検査されることがある。

21. 識別

運営艇の標識は次の通りである。

レース・コミッティー・シグナルポート.....JSAF旗

レース・コミッティー・ポート.....神奈川県セーリング連盟ペナント

インターナショナルジュリー及びプロテスト・コミッティー・ポート.....白地に黒で“JURY”の旗

22. 支援艇

22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、出艇前にレース委員会に登録しなければならない。

22.2 支援艇は、レース・コミッティー・ポートの運行を妨げてはならない。また、指示22.4及び22.5に基づくレース委員会の要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。

22.3 指示22.2に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられることがある。

22.4 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。

22.5 レース・コミッティー・シグナルポートまたはレース・コミッティー・ポートに赤十字旗が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示22.2は適応されない。

22.6 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則69に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

23. ゴミの処分

艇および支援艇は、水中にゴミ等を捨ててはならない。

24. 無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

25.1 各クラス参加艇数に応じてメダルを授与する。

25.2 全日本49er選手権大会

上位1チームを2012年度ナショナルチームとして日本49erクラス協会よりJASFオリンピック特別委員会に対し推薦する。

25.3 2012年国際470級ジュニアワールド代表選考レース

参加者の男女各最上位チームに2012年国際470級ジュニアワールド出場の権利を与える。

(和歌山インターナショナルレガッタにて、権利を取得しているチームを除く)

25.4 2012年レーザークラス世界選手権等選考対象レース

選考方式詳細内容については、「2012年レーザー全クラス世界選手権代表選手選考方針」参照

25.5 国際420級ヨット東日本選手権2011

(a)1位 東日本チャンピオンの称号及び菊誉カップ及び賞状を授与する。

(b)2位～3位 賞状を授与する。

(c) 男女各最上位チームに2012年度420級ワールド出場の権利を与える。

(d)2011年12月末現在19歳未満の者の内、男女上位各1チームに2012年度ユースナショナルチーム候補の権利を与える。

25.6 レーザークラス関東選手権大会

1位～3位 トロフィーを授与する。

26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則4「レースをすることの決定」参照。

主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡にたいして責任を否認する。

27. 保険

各参加者は、各自、傷害保険に加入し、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付1図「レースエリア」

